

平成29年 3月15日

株 主 各 位

東京都墨田区千歳三丁目12番7号  
株式会社サハダイヤモンド  
代表取締役社長 宮崎 富司

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年3月30日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
第一ホテル両国 5階 「北斎」  
(末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 決 議 事 項
  - 第1号議案 資本金の額の減少の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役1名選任の件
  - 第4号議案 監査役 菅原謙爾解任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<http://www.sakha.co.jp/ir.htm>)において掲載することにより、お知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の件

当社は、財務的に総合的な見地から勘案を行い、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額268,205,000円のうち168,205,000円を減少し100,000,000円とする。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えます。

#### (3) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成29年3月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は非上場となり当社の企業規模に合わせた機関設計にするため、現行定款第4条（機関）に定める監査役会および会計監査人の設置を取りやめるものであります。
- (2) 当社の株主総会運営の簡素化を行うため、現行定款第8条（単元株式数）に定める単元株式数を100株より1,000株に変更いたします。
- (3) 当社株式が市場での取引ができないため現行定款第9条（単元未満株式の買増し）の利便性効果がなくなったため、第9条を削除し単元未満株式の買増し制度を取りやめるものであります。
- (4) 当社株式が市場での取引が行われないことに合わせて自社での名簿管理に移行しております。そのため現行定款第11条（株主名簿管理人）の制度を取りやめるものであります。
- (5) 監査役会の設置を取りやめることに合わせて現行定款第32条を削除し監査役会規程の制度を取りやめるものであります。
- (6) 会計監査人の設置を取りやめることに合わせて、会社法の改正に合わせて現行定款第34条（損害賠償責任の一部免除）の第2項を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、当会社に関する損害賠償責任に関する契約を締結することができることといたします。当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (7) 条文の削除に伴い必要となる条数の繰り上げを行います。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 条文省略  (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第1条～第3条 現行どおり  (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (削除) (削除)
第5条～第7条 条文省略  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	第5条～第7条 現行どおり  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(单元未満株式の買増し)</u>  第9条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第10条 条文省略</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u>  第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定めこれを公告する。</u>  3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第12条～第26条 条文省略</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第31条 条文省略</p> <p><u>(監査役会規程)</u>  第32条 当社の監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第33条 条文省略</p>	<p>(削除)</p> <p>第9条 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第24条 現行どおり</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第25条～第29条 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>第30条 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第34条 条文省略</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第31条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>、<u>監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

当社グループが重要な経営課題と考えるサハ共和国との関係性およびダイヤモンドに関する事業展開のため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
<p>このやすひろ 今野康裕 (昭和24年1月11日)</p>	<p>平成16年6月 当社取締役</p> <p>平成16年10月 当社代表取締役社長</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役会長</p> <p>平成26年5月 当社取締役辞任</p>	<p>18,880株</p>

なお、清水取締役、王取締役、方取締役、陳監査役から辞任届が提出され受理しております。

#### 第4号議案 監査役 菅原謙爾解任の件

##### 解任の理由

当社ではない過去に上場していた会社の代表取締役であるY氏は、過去において当社と当社ステークホルダーのためには業務を行うことなく、当社に不当な報酬を請求する行為をしましたが、このY氏が所属していると称する法人と監査役菅原謙爾が代表取締役を務める法人は住所並びに表札を同じにしております。

よって、監査役としての委任を継続するだけの信頼関係を欠いているとの認識のもと、同氏の監査役解任を議案として上程するものであります。

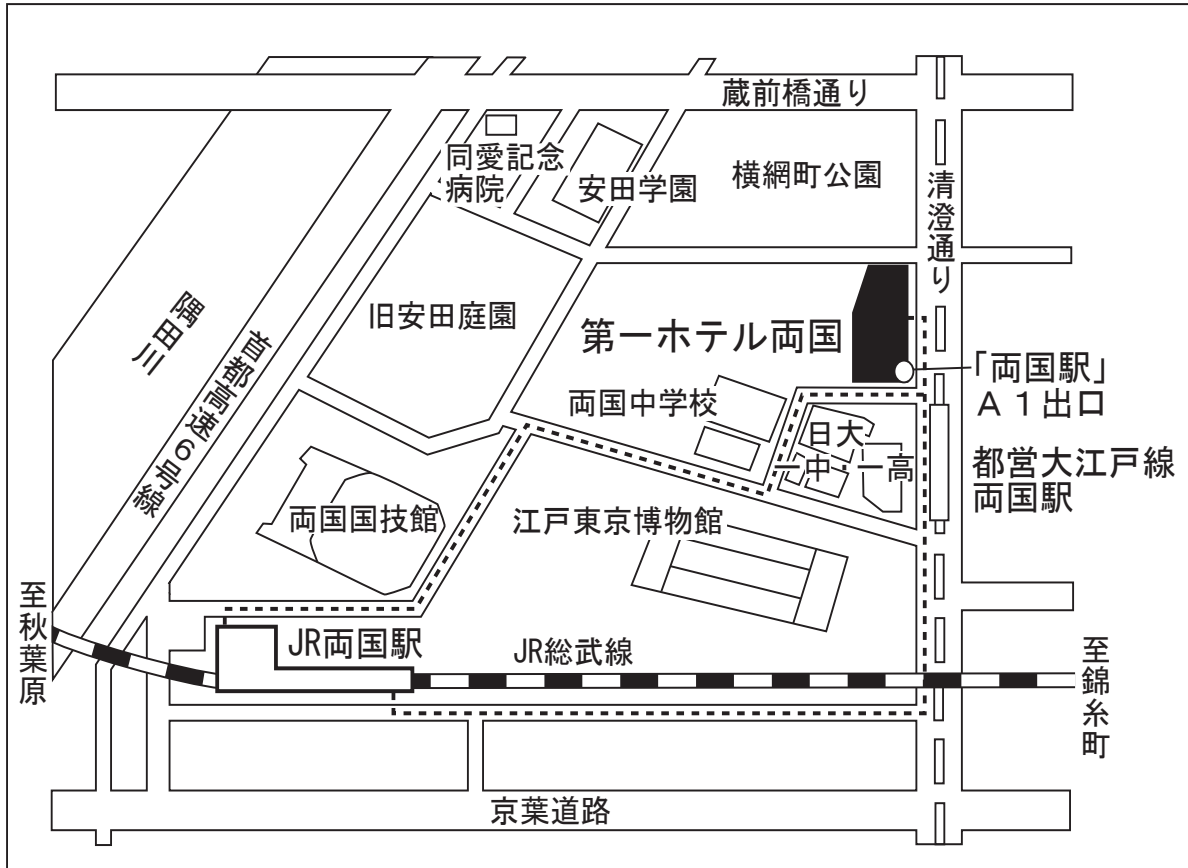
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 臨時株主総会会場ご案内図

会 場 第一ホテル両国 5階「北斎」  
東京都墨田区横網一丁目6番1号



- JR東京駅より秋葉原駅乗換えてJR総武線「両国駅」下車西口より徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口直結

株主様の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただくことをお勧め申し上げます。